

平成 23 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 日本テレビ放送網株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 細川 知正
(コード番号 9404 東証第一部)
問合せ先 総務局総合広報部長 智片 健二
(TEL. 03-6215-1111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 23 年 6 月 29 日開催予定の第 78 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- ① 「放送法等の一部を改正する法律」(平成 22 年法律第 65 号)の施行に伴い、各種の放送形態に対する制度が統合されることを踏まえて、「目的」に関する規定(現行定款第 2 条)について、文言の一部変更等を行うものであります。
(現行定款第 2 条第 1 号の修正及び第 5 号の削除)
- ② 今後のインターネット関連事業の拡大に対応し、事業目的を追加するものであります。
(変更案第 15 号及び第 16 号の新設)
- ③ 上記①及び②の変更に伴い、第 2 条の号数等を変更するものであります。
なお、本定款変更は「放送法等の一部を改正する法律」(平成 22 年法律第 65 号)の施行日をもって、その効力を生ずることといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行	変更案
第 2 条 (目的) 当社は、次の業務を行うことを目的とする。 1. 放送法による <u>一般放送事業、及びその他放送事業</u>	第 2 条 (目的) 当社は、次の業務を行うことを目的とする。 1. 放送法による <u>基幹放送事業及び一般放送事業</u>

<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>5. <u>電気通信役務利用放送法による電気通信役務利用放送事業</u></p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p> <p>27. <u>飲食店並びに第 17 号及び第 18 号に定める商品の販売店の経営</u></p>	<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="text-align: center;">【削 除】</p> <p>(以下、現行定款の第 6 号から第 15 号の号数を一つ繰り上げる)</p> <p>15. <u>放送・通信を利用したクーポンの販売業務及び取次業務</u></p> <p>16. <u>放送・通信を利用した演芸、演劇、映画、その他各種のチケットの販売業務及び取次業務</u></p> <p>(以下、現行定款の第 16 号から第 26 号の号数を一つ繰り下げる)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>28. <u>飲食店並びに第 18 号及び第 19 号に定める商品の販売店の経営</u></p> <p>(以下、現行定款の第 28 号から第 30 号の号数を一つ繰り下げる)</p>
<p style="text-align: center;">【新 設】</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第 2 条の変更は、「放送法等の一部を改正する法律」(平成 22 年法律第 65 号)の施行日を効力発生日とし、本条の規定は、同日をもって削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 23 年 6 月 29 日
定款変更の効力発生日	「放送法等の一部を改正する法律」(平成 22 年法律第 65 号)の施行日

以 上